

第 13 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 2 時 1 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	15 桐山 文子
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一		17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	
	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（2名）

6 吉田 和郎		
10 高橋 正彦		

その他の出席者（4名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 1 9 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第 6 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 2 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 2 3 号 農業振興地域整備計画変更（案）について

報告第 1 3 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第13回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、7番 柳瀬委員、14番 吉田委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第619号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第619号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
説明させていただきます。

1ページをお願いします。

2件提案されております。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと
いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま
したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの
ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、畑、田、3筆合わせて、2,608㎡でございます。

2番、田、畑、5筆合わせて、6,475㎡のうち、

6,371.44㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

・特になし・

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定
してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第620号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第620号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、536㎡で、ございます。取得後は水稻(苗場)の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,499㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、畑、181㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第621号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第621号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第4条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、畑、150㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第622号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第622号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

農地法第5条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、賃貸借権によります、田、495㎡で、店舗（保険薬局）でございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の医療施設その他の公共施設が存在する区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、畑、31㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、田、150㎡で、参拝者用駐車場でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第623号 農業振興地域整備計画変更（案）について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第623号 農業振興地域整備計画変更（案）について、説明させていただきます。

議案の後ろの方になりますが、11ページをお願いします。

「議案第623号 農業振興地域整備計画変更（案）について」をご覧ください。

先ほど審議いただきました、農業振興地域整備促進協議会と内容は同じでありますので、12ページに書いてございます個々の内容についての説明は省かせていただき、概略を説明させていただきます。

除外につきましては、農家分家住宅・1件で499㎡、その他、敷地拡張・1件で165㎡ 以上合計2件、664㎡となります。ご審議お願いいたします。

了承いただければ、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、農業委員会の結論としてまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第13号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第13号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

1番、田、151㎡で、貸家でございます。

2番、田、95㎡で、飲食業店舗駐車場でございます。

3番、畑、2筆合わせて、890㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

ます。

4番、田、267㎡で、展示即売業店舗（ギャラリー）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、13件申請されています。

3ページをお願いします。

5番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、338.83㎡で、一般個人住宅でございます。

6番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、320㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、賃貸借権によります、田、176㎡で、貸家でございます。

8番、所有権移転によります、田、469㎡で、分譲住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、490.88㎡で、分譲住宅でございます。

10番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、639㎡で、貸家でございます。

11番、所有権移転によります、田、866㎡で、宅地分譲でございます。

4ページをお願いします。

12番、賃貸借権によります、田、515㎡で、貸店舗（コインランドリー）でございます。

13番、所有権移転によります、田、157㎡で、建設業倉庫でございます。

14番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、991㎡で、宅地分譲でございます。

15番、所有権移転によります、田、130㎡で、自動車販売業店舗でございます。

16番、所有権移転によります、田、651㎡で、動物取扱業駐車場でございます。

17番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、374.70㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、

説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

18番、田、2筆合わせて、1, 335㎡でございます。

5ページをお願いします。

19番、田、畑、30筆合わせて、31, 397㎡でございます。

20番、田、315㎡でございます。

21番、田、899㎡でございます。

6ページをお願いします。

22番、田、畑、6筆合わせて、1, 797㎡でございます。

23番、畑、3筆合わせて、942㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、17件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

24番、畑、田、3筆合わせて、3, 064㎡でございます。

25番、田、536㎡でございます。

26番、田、2筆合わせて、1, 283㎡でございます。

27番、畑、405㎡でございます。

7ページをお願いします。

28番、田、畑、11筆合わせて、6, 226㎡でございます。

29番、田、2筆合わせて、2, 308㎡でございます。

30番、田、畑、10筆合わせて、6, 435㎡でございます。

31番、田、畑、11筆合わせて、10, 150㎡でございます。

8ページをお願いします。

32番、宅地（現況：田）、田、畑、17筆合わせて、
8, 133.44㎡でございます。

33番、田、248㎡でございます。

34番、田、2筆合わせて、490.88㎡でございます。

35番、田、畑、2筆合わせて、581.76㎡でございます。

9ページをお願いします。

36番、田、4筆合わせて、2, 504㎡でございます。

37番、田、畑、山林（現況：畑）11筆合わせて、5, 957㎡
でございます。

38番、田、38㎡でございます。

39番、田、畑、12筆合わせて、3, 250㎡でございます。

10ページをお願いします。

40番、畑、7筆合わせて、2, 288㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきました
ので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもって、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年9月6日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

柳瀬 大穂

議事録署名者

吉田 幹夫